

令和8年第1回山北町議会定例会の経過（3月9日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。 （午前9時00分）
本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
日程第1、議案第1号 山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。
- 町 長 議案第1号 山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。
山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。
提案理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要が生じたため提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 こども教育課長。
こども教育課長 それでは、議案第1号 山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明をさせていただきます。
初めに、条例制定の背景でございますが、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設されました。
事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について国が定める基準に従い条例を定める必要があることから、新たに条例を制定するものでご

ございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、目次を御覧いただきたいと思っております。

この条例は、第1章の総則から第3章の雑則までの27条で構成されております。

まず、第1章の総則につきましては、第1条から第5条までとなっております。

第1条は、条例の趣旨について、児童福祉法の規定に基づき乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとしております。

第2条は定義について。

第3条は次のページにお移りいただきまして、この条例に定める基準いわゆる設備及び運営に関する最低基準の目的等について。

第4条は、乳児等通園支援事業者は最低基準の水準を向上させるよう努めるとともに、低下させてはならないこと。町長が事業者に対してその水準を向上させるよう勧告できることなどについて。

第5条は、事業者の一般原則について定めるものでございます。

次のページにお移りいただきまして、第6条から第26条につきましては、第2章の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準になります。

第1節の通則は、第6条から第19条までとなっております。

第6条は、事業者が行うべき非常災害に係る対策について。

第7条は、乳児等通園支援事業所における安全計画の策定について。

次のページにお移りいただきまして、第8条は、事業者が自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認について。

第9条及び第10条は、事業者の職員の一般的要件等について。

第11条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について定めるものでございます。

次のページにお移りいただきまして、第12条及び第13条は、利用乳幼児に対して平等に取り扱う原則や虐待等の禁止について。

第14条は、衛生管理等について。

第15条は、事業者が利用乳幼児に食事の提供を行う場合の設備について。

第16条、次のページにお移りいただきまして、第17条は、事業者が定めるべき事業の運営に関する規程及び備える帳簿について。

第18条は、職員の秘密保持について。

第19条は、事業者が行う苦情への対応について定めるものでございます。

続きまして、第2節の第20条は、乳児等通園支援事業の区分について定めるものでございます。

次のページにお移りいただきまして、第3節の一般型乳児等通園支援事業は、第21条から第24条までとなっております。

第21条は、一般型乳児等通園支援事業所における設備の基準として、保育室等の面積等について。

2枚おめくりいただきまして、第22条は職員について。保育士及び配置数等を定めるもので、次のページにお移りいただきまして、第23条は乳児等通園支援の内容について。

第24条は、保護者との連絡について定めるものでございます。

続きまして、第4節の余裕活用型乳児等通園支援事業は、第25条と第26条となっております。

第25条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所における設備及び職員の基準を定めるもので、次のページにお移りいただきまして、第26条は支援の内容及び保護者との連絡について一般型乳児等通園支援事業の条文を準用することを定めるものでございます。

第3章は雑則になります。

第27条は、電磁的記録について定めるものでございます。

附則につきましては、施行日を公布の日と定めるものでございます。

以上で、議案第1号についての説明は終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、議案第1号について質疑に入りますが、質疑終了後、福祉教育常任委員会に付託しますので、本会議での質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方どうぞ。

質疑がないので、議案第1号は福祉教育常任委員会に付託します。

日程第2、議案第2号 山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基

準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第2号 山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法の一部が改正され、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要が生じたため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

こども教育課長 それでは、議案第2号 山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、説明させていただきます。

初めに、条例制定の背景でございますが、先ほどとちよつかぶってくることとなりますが、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる乳児等通園支援事業。こちら通称こども誰でも通園制度になります。に対応した給付制度として、乳児等のための支援給付が創設されます。本給付制度の対象となる事業者は、市町村が条例により定めた基準に従い乳児等通園支援を提供しなければいけないことから、制度開始に向け国が定める基準に従い条例を定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして目次のほうを御覧ください。

この条例は、第1章の総則から第3章の雑則までの33条で構成されております。

まず第1章の総則につきましては、第1条と第2条となっております。

第1条は、条例の趣旨について。子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとしており、第2

条は一般原則について定めるものでございます。

次のページにお移りいただきまして、第3条から第32条につきましては、第2章の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準になります。

第1節は、利用定員に関する基準で、第3条につきましては事業者が定める利用定員の基準について定めるものでございます。

続きまして、第2節の運営に関する基準は、第4条から第32条までとなっております。

第4条は、子ども・保護者との面談方法について。

次のページにお移りいただきまして、第5条は正当な理由のない提供拒否の禁止について。

第6条は、利用のあっせん、要請への協力について。

第7条は、乳児等支援支給認定証の確認について。

次のページにお移りいただきまして、第8条は事業者による認定の申請の援助について。

第9条は、子ども・保護者の心身の状況等の把握について。

第10条は、特定教育保育施設等との連携について。

第11条は、支援を提供した際の記録について。

第12条は、支援に関する費用の額の受領等について定めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、第13条は、乳児等支援給付費の額に係る通知等について。

第14条は、保育所保育指針に準じた保育の提供について。

第15条は、支援に関する評価を行い、常に改善を図ることについて。

第16条は、相談への対応や助言による援助について。

第17条は、次のページにお移りいただきまして、子どもの体調急変などの緊急時の対応について。

第18条は、支給認定保護者に関する市町村への通知について。

第19条は、運営規程の規定内容について定めるものでございます。

第20条は、次のページにお移りいただきまして、勤務体制の規定や研修の実施について。

第21条は、第3条で定める利用定員の遵守について。

第22条は、運営規程や職員の勤務体制等の掲示について。

第23条と第24条は、差別的取扱いや虐待等の禁止について。

次のページにお移りいただきまして、第25条は秘密の漏えいの禁止について。

第26条は、保護者に対する支援内容の情報の提供等について。

第27条は、利益供与等の禁止について定めるものでございます。

次のページにお移りいただきまして、第28条は、苦情解決のため迅速かつ適切な対応をする必要があることなどについて。

第29条は、次のページにお移りいただきまして、地域等との連携協力について。

第30条は、事故発生の防止と発生時の対応について。

第31条は、本事業の会計区分について。

第32条は、整備が必要な記録の内容について定めるものでございます。

次のページにお移りいただきまして、第3章は雑則となり、第33条は電磁的記録について定めるものでございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、附則につきましては施行日を令和8年4月1日と定めるものでございます。

以上で、議案第2号についての説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、議案第2号について質疑に入りますが、質疑終了後、福祉教育常任委員会に付託しますので、本会議への質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方どうぞ。

質疑がないので、議案第2号は福祉教育常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第3号 山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第3号 山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部改正に準じた選挙公営に関する経費に係る限度額の改定に当たり、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

企画総務課長

それでは、議案第3号 山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動に係る経費の限度額が引き上げられたことに伴い、山北町で実施いたします議会議員選挙及び町長選挙の公費負担額の改定の必要が生じたことから改定するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので2枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第4条は、選挙運動用自動車の使用に係る車両及び燃料の公費負担額を改めるもので、第4条第2号ア中1万5,800円を1万6,100円に改め、同号イ中、次のページをお願いいたします。7,560円を7,700円に改めるものです。

第8条は、選挙運動用ビラの公費負担額を改めるもので、7円51銭を8円38銭に改めるものです。

次のページをお願いいたします。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額を改めるもので、525円6銭を586円88銭に、31万500円を31万6,250円にそれぞれ改めるものです。

2枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第3号について質疑に入ります。
それでは、質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第3号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。
日程第4、議案第4号 山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしま
す。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第4号 山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に係る法律
の一部改正に準じた選挙長等の費用弁償額の改定に当たり、本条例を改正す
る必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

企画総務課長 それでは、議案第4号 山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げ
ます。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、国会議員の選挙等の執行
経費の基準に関する法律に準じて定められております選挙長等の費用弁償額
が、法律の一部改正によりまして改定されたことに伴い、山北町特別職の職
員で非常勤のものうち、選挙に携わる方の報酬額を改定する必要が生じた

ため、報酬額が記載されております別表の改定を行うものになります。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので2枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

別表第1のうち、新旧対照表の1ページ目に記載されております役職の報酬額には変更はございません。こちら、別表の1を一部改正する場合には、表中全てにこのような下線が引かれるようになっておりますので、変更していない箇所もこのような表記となっております。

1枚おめくりください。

こちらが、今回の一部改正となる選挙に携わる方々になります。選挙長から一番下の開票立会人まで、それぞれ1万800円を1万2,200円に。1万2,800円を1万4,500円に。1万1,300円を1万2,800円に。1万800円を1万2,200円に。8,900円を1万100円に。1万900円を1万2,400円に。9,600円を1万900円に。8,900円を1万100円に改めるものでございます。

1枚おめくりいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第4号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第5号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第5号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、職員に支給する地域手当の支給率及び住居手当の支給要件の変更に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第5号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、職員に支給する手当のうち、地域手当の支給率と住居手当の支給要件の変更に伴い、所要の措置を講ずるため改定するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので2枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第9条は地域手当になります。第9条第2項中100分の8を100分の10に改めるものです。

第10条は、住居手当になります。今回は、住居手当のうち個人で所有している住宅についての改定で、国から個人の資産に対し手当を支給するのは好ましくないとの指導がございまして、個人所有の住宅に対する住居手当をなくすもので、第10条第1項第2号では対象となる職員を。第10条第2項第2号では、今まで支給していた額をそれぞれ削除するものでございます。

1枚おめくりください。

第18条の5では、第10条の改定に伴い第10条第1項第2号を削除するものです。

2枚おめくりいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第5号について質疑に入ります。
それでは、質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第5号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第6号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第6号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。
提案理由でございますが、職員に支給する地域手当の支給率の変更に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。
企画総務課長 それでは、議案第6号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。
初めに、今回の条例改正の概要でございますが、職員に支給する手当の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員の手当についても改正するものでございます。
それでは、新旧対照表で御説明いたしますので2枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第17条4項中100分の8を100分の10に改めるものでございます。

それでは、1枚お戻りいただき改正部分を御覧ください。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、議案第6号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第7号 山北町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 議案第7号 山北町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

山北町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律等の改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第7号 山北町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、経済社会情勢の変化に対

応するとともに職員の事務の負担軽減を図るため、旅費計算等に係る規定の簡素化や、旅費の支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことに伴いまして、本町におきましても国に準じ同様の措置を講じるため、条例を改正するものになります。

なお、今回の改正につきましては全部改正となっておりますが、全ての条文を改正するのではなく、条文の簡素化に伴う文言の整理のほか、簡素化による条文の削除に伴う条ずれや条文の入替え等、改正箇所が多岐にわたるため、一部改正ではなく全部改正とさせていただいております。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、1枚おめくりいただき改正文を御覧ください。

第1条趣旨については、変更はございません。

第2条用語の意義につきましては、旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化するもので、従前の郡内旅行、県内旅行、県外旅行を廃止し、第1項第1号の内国旅行に一本化するものでございます。

1枚おめくりください。

第3条旅費の支給では、次のページ第8項に新たに職員に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対して直接支払いを可能にする規定を加えるものでございます。

第4条旅行命令等につきましては、文言の整理になります。

1枚おめくりください。

第5条旅行命令等の特例では、第3項に変更申請が認められなかった場合は、当初の旅行命令書にのっとった費用のみを支給を受けることを加えるものでございます。

第6条は旅費の計算に係る規定で、文言の整理と新たに1行目に旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第8条から第20条まで定める種目及び内容に基づきを加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第7条は旅費の請求手続に関する規定で、こちらも文言の整理と第5項、第6項、次のページになりますが第7項に、それぞれ電磁的方法による請求

書についての記載等を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第8条旅費の種目及び内容については、種目の名称に関する文言の修正を行ったもので、第9条鉄道賃では、文言の修正のほかに旅費の計算に係る規定を簡素化し、さらに急行列車料金等の支給に関し距離の制限等の規定を削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第10条船賃についても、旅費の計算に係る規定を簡素化し、併せて船舶の利用に必要な費用を支給対象とする条文を修正するものでございます。

第11条航空賃では、航空賃の額は県に支払った旅客運賃によるとの条文だけだったものを、前2条と併せまして航空機の利用に必要な費用を支給対象とする条文に改定したものでございます。

1枚おめくりください。

第12条その他交通費では、車賃から名称を変更し、第13条宿泊費では、宿泊料からの名称の変更になり、さらに定額としていた費用を実際にかかった費用に改めているものでございます。

第14条包括宿泊費は、新たにパック旅行に要する費用について支給対象に加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第15条宿泊手当は、従前は宿泊料として職務の級に応じて支給していたものを、改定では食事料のほか、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として定額とするものでございます。

第16条転居費は、移転料から第17条着後滞在費は着後手当から。

第18条家族移転費は、扶養親族移転料からそれぞれ名称変更し、費用を定額支給から実費支給に改めるものでございます。

第19条渡航雑費は、旅行雑費からの名称の変更でございます。

1枚おめくりください。

第20条死亡手当、第21条退職者の旅費、第22条遺族等の旅費については、規定内容を簡素化し、文言の整理をしたものでございます。

第23条証人等の旅費につきましては、新たに証人や鑑定人、参考人等とし

て旅行した場合の旅費の支給について、町長と協議して定めることを加えた
ものでございます。

第24条は、旅費の支給額の上限について規定したもので、本条例に基づい
て計算した額と、現に支払った額のいずれか少ない額を支給する規定を加え
るものでございます。

次のページをお願いいたします。

第25条旅費の調整と、第26条旅費の特例につきましては、文言の整理にな
っております。

第27条旅費の返納は新設となっております条文中で、第1項では規定に違反
して旅費の支給を受けた場合の旅行者に対する金額の返納について定めたも
ので、第2項では、第1項に規定する返納に代えて給与等から金額を差し引
くことができることを定めるものでございます。

次に、実施規定になります。

1枚おめくりください。

第28条実施規定は内容に変更はありませんが、条文の整理による条ずれが
生じたものになってございます。

引き続き、附則の説明をさせていただきます。

施行期日。第1条、この条例は令和8年4月1日から施行する。

経過措置。第2条第1項から第3項は、本条例の施行前日に改正前の条文
に基づいて決定した旅行につきましては、従前の例によることを規定したも
のになっております。

第4項では、新条例第2条の規定につきましては、新条例の命令の規定に
違反した場合にのみ適用することを規定しております。

次のページをお願いいたします。

第3条山北町固定資産評価審査委員会条例の一部改正から、第5条山北町
社会教育委員会設置条例の一部改正までは、本条例を全部改正したことによ
りまして、この条例の制定日と条例番号、こちらが変わりますことから、従
前の条例名を引用しております山北町固定資産評価審査委員会条例、山北町
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、及び山北町社会教育委
員会設置条例の該当箇所を改めるもので、空欄になっている条例番号につき

ましては、議決の確定した番号を入れさせていただきます。

なお、該当の条文につきましては、次ページ以降に新旧対照を添付しておりますので御確認のほうをよろしく願いいたします。

説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、議案第7号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番の児玉でございます。

今回全部改正といったことなんで、結構大きなこれまでの定額から実費負担になるとかというところがあるんですけど、ちょっとやっぱり条例の書き方なんで、なかなか読み取りにくいかなというのがあるんで、よかったらこの一例なんかを挙げて、今までこうだったけどこうなったみたいなこの辺の御説明があるとありがたいかなと思ったところと、冒頭に提案理由で事務経費とかその辺の負担が軽減されるというお話もありましたけど、やっぱりこれやることによってどれぐらいの事務の軽減につながってくるのか。この辺りお聞かせいただければと思います。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 ここでもた全部改正ということで、細かい新旧対照がついてないということと非常に分かりづらいなというところなんです。私のほうも、新旧対照は分かるようにつくったんですけど、30ページ以上に及ぶものになりまして、もともとの条文が42条ございました。

先ほど簡素化、どういう部分かというのが細かいところでいきますと、旅費につきまして最初言った区分け。そういうところが廃止になっているのと、計算が今までよりも簡素化されたことに伴いまして、そういう部分では事務の簡素化が図られているということで、現状今42条が28条という形にはなっております。

内容につきましては、先ほど言ったように文言の整理と、もともとは国内旅行と国外旅行というふうに分けてた部分もございしますが、今国内旅行と分けて条文中で括弧書きでこの部分に関しましては、国外旅行に準ずると。国外旅行にというところで、重なった部分等を省略した形でこういうふう

な形になっております。

実費のところでございますと、先ほど宿泊手当。当初もともと食事料ということで、階級に応じて2,000円から2,400円がその都度階級を調べまして、それによっていろいろこの方は何千円だというふうに仕分をしてたんですけども、今回この改正になりまして宿泊手当ということで、一律2,400円というようなどころの計算的なものが簡素化されているというようなどころで、事務が簡素化されたというふうなところを認識しております。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 何となくは分かりましたけど、例えば、ごめんなさい。僕もしっかり読み込んでなかったもんで大変あれなんですけど、第7条の4項や5項のところでは、請求書とか資料関係が電磁的記録で作成された云々であります。例えば今まで紙だったけれども、電子メールみたいな形で送られてきた請求書処理がもう可能となって、非常に事務効率が図られるとかそういったことにはつながっていかないのか。はたまた、これは今までもそうだったよというような形なのか。その辺りお聞かせいただければと思います。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 児玉議員のおっしゃるとおり、この部分に関しましては二つ考え方がございまして、一つ目が既にもととの紙の部分を請求書等を紙に貼り付けて決裁を取っていたのが、今それが電子決裁になっております。そこはPDF化してやっていますので、そこを電磁的というような文章にしていますので、その部分に関しましては従前とおりの部分をこの改定に合わせて条文のほうに加えさせていただいています。

それと、今後ももともと決裁を取る紙の部分の決裁。そこは将来的には電子的なものになっていくということも含めまして、こういうような形にさせていただきます。

議 長 ほかにございますか。

8 番、府川輝夫議員。

8 番 府 川 現行のやつは、ちょっと直近確認してなくて大変恐縮なんですけれども、第6条の旅費の計算というところを説明をいただきたいと思うんですけども、旅費は旅行に要する実費を弁償すると。そして、最も経済的な通常の経路及

び方法により、旅行をした場合によって計算すると。ここの実費弁償と最も経済的などというところは、私の記憶だと前と変わってないと思うんですけども、改めて実費の弁償、実費というのと最も経済的などというところの説明を、変化ないんでしょうけども説明をいただければと思います。

議 長
企画総務課長

企画総務課長。旅費の部分に関しまして、先ほどもともと食事料につきましては定額が級によって違ったのをまた一つにしたというところなんですけども、宿泊費、以前だったら宿泊料と言ったんですけども、こちらがもともとが定額であったものが、ここが実費に変わってます。

それ以外の旅費に関しましては、鉄道賃等は基本実費のままでございますので、変更といいますと今言った宿泊料が定額から実費に変わってるという部分になります。

それと、一番経済的な部分に関しましては、距離と時間というものがあります。これもまたいろいろなQ&Aとか読み解きますと、なかなか一概には言えないところなんですけども、基本が一番金額が安い。料金的に安いところを原則にいたすんですけども、経路によっては時間の短縮、また行くところのこちらの業務から向こうへ行く間のなかなか時間が短いという場合には、そちらの経路を通らないと間に合わない場合があれば、そういう場合にはやむを得ないというのがありますので、原則一番経済的に安いというのは認識しております。

議 長
8 番 府 川

府川輝夫議員。改めてお聞きしたいのは、例えば東京行く。あるいは名古屋に行く。そうすると、通常一番安いということになると、鈍行で行くというようなことになろうかと思うんですけども、職員の方皆さん忙しい中で動いて、そして会議だとか研修だとか視察だとかされて戻ってくる。今言われた経済的というのは時間の問題かなど。ですから、職員が活動しやすい、行動しやすい、目的地により行きやすい方法を今までもされていたけども、今後もそうするという解釈でよろしいでしょうか。

議 長
企画総務課長

企画総務課長。基本的な考え方はそちらで間違いございません。

1点、今回の条例改正で変わった点がございまして、第9条になります。第9条の鉄道賃なんですけども、今先ほど府川議員言われたように、東京、名古屋と言われましたけども、以前は一つの鉄道の路線で100キロ以上であれば新幹線を利用できるというような規定になっておりましたけども、国の条例の法律の改正で、その距離の制限の規定が廃止となっております。ですので、今後はそのようなところに関しましても急行等の電車で行くということは考えられるというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 一番聞きたかったのはそこがございましてね。いろいろ距離によって面倒くさくて、面倒くさいって言っちゃ怒られてしまいますね。それが廃止されたということですね。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 そのとおりでございます。

議 長 ほかに質疑ございますか。

質問が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第8号 山北町介護保険給付費基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第8号 山北町介護保険給付費基金条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町介護保険給付費基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、介護保険給付費基金を財源とする訪問介護サービス報酬加算事業等を開始することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第8号 山北町介護保険給付費基金条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町介護保険給付費基金条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、令和8年度より訪問介護の供給不足や介護職員の人員不足に対する町の対応として、訪問介護サービス提供に係る加算、有資格者の介護事業所への就労助成、新規資格取得者に対する就労を条件とした受講料の助成を開始する予定です。

いずれも介護保険事業特別会計の保健福祉事業として、介護給付費基金を財源に実施いたしますが、基金を財源とする場合、介護保険法により条例に定めることが必要なため改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきます。

1枚おめくりください。

第5条第2号中、地域支援事業を地域支援事業費に改めます。また、第4号に「介護保険の保健福祉事業費の財源に充てるとき」を新たに加えます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第8号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議ないので、議案第8号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。
日程第9、議案第9号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第9号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援金制度を令和8年度から開始することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第9号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、令和8年度から新たに開始される子ども・子育て支援金制度について、国保税条例に必要な事項を定める改正となります。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきますので、2枚おめくりください。なお、単に文言の修正や追加など軽微な改正部分の御説明は省略させていただきます。

1ページ目、第2条第1項第1号は、基礎課税額いわゆる医療分の定義を整理するものです。これまで、後期高齢者支援金分や介護納付金分を医療分とは切り離して課税していたのと同様に、新設される子ども・子育て支援納付金につきましても、医療分とは区別して課税の対象とする旨を定めるもの

です。

第4号は、国保税を構成する賦課に医療分、後期高齢者支援金分、介護分に新たに子ども・子育て支援納付金分を加えるものです。

2ページ目をお開きください。

第5項は、子ども・子育て支援金分の具体的な計算方法を定め、新たに加えるものです。所得割と均等割の合算となります。また、均等割につきましては、18歳未満の保険税分を18歳以上の被保険者で負担する旨を規定しています。さらに、地方税法に基づく賦課限度額とする旨の規定を加えるものです。地方税法の規定に基づくため、条例に賦課限度額の具体的な金額の落とし込みはございませんが、3万円となる見込みです。

3ページ目、第9条の4は子ども・子育て支援金の所得割率を定めるもので、0.27%と定め新たに加えます。

第9条の5も同様に、均等割額を1,727円と定めて新たに加えます。

第9条の6は、子ども・子育て支援金は18歳未満の被保険者がいる世帯の負担軽減を図るため、均等割についてはその軽減分を18歳以上の被保険者で負担することとされているため、均等割額に64円を加算する旨を規定したものです。このため、18歳以上の均等割額は、前条の1,727円と64円を合わせ、年額1,791円となります。

第15条は、低所得者に対する均等割と平等割の軽減額を定めたものです。医療分、後期高齢者支援分、介護分、それぞれに均等割と平等割の7割、5割、2割軽減がありますが、子ども・子育て支援金につきましては平等割はございませんので、均等割について同様の軽減を定めるものです。

3ページ下段のアンダーラインの部分で、子ども・子育て支援金についても軽減の対象である旨を定め、1ページ飛んで5ページ目をお開きください。

キの追加により、7割軽減対象者は本来賦課される均等割額1,727円のうち、7割分となる1,208円が軽減され、さらにクの追加で18歳未満分を18歳以上で負担する分、64円のうち7割分となる44円が軽減される旨を定めるものです。

6ページ目をお開きください。

同様に、キとクは5割軽減対象者の均等割の軽減分について定めたもので、

5割分となるそれぞれ863円、32円が軽減される旨を定めるものです。

1ページ飛んで8ページをお開きください。

上段のキとクも同様に、2割軽減対象者の均等割の軽減額を定めたもので、2割分となるそれぞれ345円、12円が軽減される旨を定めるものです。

第15条第2項第3号の追加は、世帯内に未就学児がいる場合の均等割額について、さらに軽減する旨を定めるものです。アは7割軽減対象世帯を、イは5割軽減対象世帯を、ウは2割軽減対象世帯を、エは軽減対象とならない世帯の未就学児1人当たりの軽減額の追加額を定めたものです。

9ページ目の第7号から第9号の追加は、いずれも出産被保険者に係る子ども・子育て支援金の軽減について定めるものです。

第7号は、所得割額の10分の1掛ける産前産後期間。通常は4か月、双子の場合は6か月の月数が軽減される旨を定めるものです。

同様に第8号は、均等割額に係る1,727円に対する軽減。

第9号は、18歳以上で負担すべき均等割額の上乗せ額64円に係る軽減で、それぞれ12分の1掛ける産前産後期間の月数が軽減される旨を定めるものです。

10ページ目をお開きください。

第15条第4項の追加は、18歳未満の被保険者に係る均等割額の全額軽減について定められているものです。国保税の賦課計算においては、18歳未満の被保険者に係る分も賦課計算自体は行いますが、計算された均等割額全額が減額される旨を規定したものです。

以降、最終ページの17ページまで、全て本改正で新たに加わる所得割率0.27%を定めた第9条の4を加えるものです。

それでは、新旧対照表の前のページにお戻りください。

附則。

施行期日。第1項、この条例は令和8年4月1日から施行する。

適用区分。第2項、この条例による改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第9号について質疑に入ります。
それでは、質疑のある方はどうぞ。

7番、富田陽子議員。

7番 富 田 7番、富田です。

今回、新たに令和8年度からこの支援金制度ができるということで、全協でも説明いただきましたし、今度の予算でもこれが反映されてると思うんですけれども、今回のこの支援金によって、町に支援金の部分の歳入見込額というのはどれぐらいになるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 令和8年度の当初予算の保険税のところに、現年度分の子ども・子育て支援金ということで計上されていますが、たしか720万ぐらいだったと思います。

議 長 富田陽子議員。

7番 富 田 今回の子ども・子育て支援金制度ができることによって、子ども・子育てに関することで大きく子育て支援がどう変わるかというか、どれぐらいまた支援が厚くなるかというのはありますでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 基本的には国が行う子育て支援策の財源となるものですので、例えば児童手当が第三子以降1万5,000円だったものが3万円に増額されるですとか、あとそれからこども誰でも通園制度の財源になるですとか、あとそれから妊婦のための支援給付金、これに基づく財源となるため何ていうんですかね。時限措置じゃなくてずっと行われるというようになっていたりですとか、あとそれから保護者が両方とも育児休業を取った場合、これまで7割程度の手取り分しか保障されていなかったのが、これが10割保障されるようになっていたりということで、町の制度ということではなく、国の制度として全国行っている子育て支援事業の財源となるということでございます。

議 長 ほかにございますか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第9号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。
日程第10、議案第10号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第10号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和8年度における山北町国民健康保険税の税率及び税額を改正する必要性が生じたことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたために提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第10号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

初めに、本改正の概要でございますが、2年前の令和6年3月議会において議決いただいた国保税条例の一部、令和8年度分について定めた第3条を再度改正させていただくものとなります。このため、一部を改正する条例の一部を改正する条例となります。

改正理由は、今後の借入金の償還も含めて国保の安定的な財政運営を図るための再度の改正となります。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきます。

まず、先頭の「第3条、山北町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。」は、2年前の令和6年3月議会において議決いただいた一部改正

条例中の第3条のことで、令和8年度の率、額を定めたものになります。

それ以下に表示されている条、項、号は、国保税条例本則の条、項、号となります。

改正前の「第3条第1項中100分の5.8を100分の6.0に改める」は、所得割の基礎課税分、いわゆる医療分についての改正となります。令和7年度の改正で6.5に改めておりますので、今回の改正で6.8に再度改めるものです。

第4条は、資産割の基礎課税分を定めたものでございますが、令和8年度より資産割は廃止となるため削除のまま改正はございません。

改正前の「第5条中、2万6,000円を2万7,500円に改める」は、均等割の基礎課税分の改正になりますが、令和7年度の改正で2万8,000円に改正済みですので、そのまま令和8年度の改正はございませんので削ります。

改正前の「第6条中100分の2.0を100分の2.4に改める」は、所得割の後期高齢者支援分についての改正となります。令和7年度の改正で2.65に改正済みで、今回の改正で2.95に再度改めるものです。

第7条は、資産割の後期高齢者支援分を定めたものでございますが、令和8年度より資産割は廃止となるため、削除のまま改正がございません。

改正前の「第7条の2中9,400円を」から「第7条の3の文中最後の5,625円に改める」までのアンダーライン部分の4行は、令和7年度の改正のまま令和8年度の改正はありませんので削ります。

改正前の「第8条中100分の1.9を100分の2.2に改める」は、所得割の介護分についての改正となります。令和7年度の改正で2.5に改正済みで、今回の改正で2.8に再度改めるものです。

第9条は、資産割の介護分を定めたものですが、令和8年度より資産割は廃止となるため削除のまま改正はございません。

以下、「改正前の第9条の2中9,200円を」から始まり、1ページ最後の「5,000円に改める」までは、令和7年度の改正のまま令和8年度の改正はありませんので削ります。

以上、新旧対照表にて御説明させていただきましたが、一部改正の一部改正のためとても分かりづらいものとなっておりますので、補足説明をさせていただきますと、令和7年度と令和8年度の国保税条例を比較して変わるの

は、要は所得割の率の改正のみとなります。

具体的には、所得割の基礎課税分、いわゆる医療分が6.5%から6.8%に。後期高齢者支援金分が2.65%から2.95%に。介護分は2.5%から2.8%に。それぞれプラス0.3%の上昇の改正となります。なお、令和8年度から資産割の廃止に変更はございませんし、均等割・平等割につきましても令和7年度の額を据え置く内容となっております。

それでは、2枚目にお戻りください。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

以上で、御説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第10号について質疑に入ります。

それでは質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第10号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第11号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第11号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、保健福祉事業として訪問介護サービス報酬加算事業等を開始することに伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第11号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町介護保険条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、議案第8号の基金条例の一部改正と同様、令和8年度より訪問介護の供給不足や介護職員の人員不足への町の対応として、訪問介護サービス提供に係る加算、有資格者の介護事業所への就労助成、新規資格取得者に対する就労助成を開始する予定ですが、いずれも介護保険事業特別会計の介護給付費基金を財源に、保健福祉事業に位置づけて実施します。この場合、介護保険法により条例に定めることが必要なため、改正するものです。

それでは、新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

第5条、第1項を、「町は法第115条の49に規定する保健福祉事業を行うものとする。」に簡素化して改めるものでございます。

介護保険法第115条の49は、改正前に定めてある高額介護サービス費等の貸付けも含め、保健福祉事業として市町村ができる内容を定めている法令でございますので、簡素化して条例に定めるものでございます。

第2項は、第1項の改正に伴い文言を改正するものです。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

御説明は以上です。

議 長

説明が終わりましたので、議案第11号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

11番、児玉洋一議員。

11 番 児 玉

11番、児玉です。

条例の内容については何ら異論はございません。これは予算委員会でもい

いのかなと思ってたんですけど、一応訪問介護サービス報酬加算事業といったところで、今回山北町独自で、先ほど第8号でも承認をいたしましたけれども、基金を使ってこの事業を運営していくといったところで、山北町独自のサービスがこれから開始されるといったところに関しては、福祉教育常任委員会でも1年間ずっとこの部分については取り組んできましたし、速やかにこの事業化につなげていただいたことに関しては大変感謝を申し上げますところでございますが、改めて、おそらく全員協議会や福祉の委員会の中では十分な説明をいただいておりますけれども、ここは定例会の場でございますので、改めて訪問介護サービス報酬加算事業というものの助成のお話もありました。その辺りの詳細というんですかね。その辺りをちょっと伺えればと思います。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

令和8年度から、新たに三つの事業を介護保険事業特別会計の中で行わせていただく予定となっています。趣旨としましては、町内において訪問介護のサービスの供給不足が以前から発生していると。そして、その理由は町内に訪問介護事業所がなく、町外から来ていただいているという現状があるわけですが、町外であるがゆえに距離があって遠いと。山北町自体が町域が広いということで、利用者宅間も離れているといったことから、効率よくサービスにヘルパーさんが移動できないというところから、山北町に訪問介護サービスを提供したくても割に合わないといったところがあって、なかなか来てくれないといったことが現状としてございました。

一番の原因は人員不足が原因となりますので、報酬加算というインセンティブをつけたからといって、必ず状況が改善されるというわけでもないかもしれませんが、ただ何もしないとどんどん悪くなっていくという状況は変わらないというところから、基金を財源として思い切ってやってみようということで8年度から取組をさせていただくものでございます。

あと、それと就労助成。こちらはヘルパーの資格を有してはいますが、実際まだ事業所には就労していないといった方がおられると思います。そういった方に就労助成、10万円ですけども、お渡しすることで介護事業所に短時間であっても勤務していただければ、介護事業所のほうから曜日が固定さ

れていれば例えば半日でもそれは助かりますといったようなお話も聞いておりますので、就労助成ということでつけさせていただくものです。

あと、それから新規のヘルパー資格を取得された方にも受講料の全額控除、上限10万円ですけども行いますが、こちらについても資格を取得しただけでは助成はせずに、資格を取得して就労したら助成するというようにしてございますので、少しでも介護事業所の人手不足を解消するところに寄与できてくればいいのではないかとこのように思っております。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 すみません。今の説明の中で1点だけ。

最初の車の移動の関係がありました。その料金加算といったところの金額が口頭での説明が可能なのか。何キロ以上が何円とかってあったかと思うんですが、そこをちょっと御説明いただければと思います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 町内を八つの地区に分けています。山北役場周辺である山北、岸、向原と平山ですね。そちらについては、事業所からの距離を9キロとしています。事業所は1市4町にそれぞれ場所は違っていますので、事業所ごとに距離を測るという手もあるんですが、事務があまりにも煩雑になってしまうため9キロというふうに固定しました。

そしてほかの地区で、例えば高松でしたら高松分校として、今度は逆に役場からの距離。役場からの往復距離が12キロというふうな設定をしました。これはGoogleマップで調べたものなんですけども。あとそれから、例えば一番遠い箒沢地区。箒沢地区ですと、役場からの往復距離が38キロということで、それにかかるガソリン代の加算を行ってます。それにプラス往復にヘルパーさんが移動するのにかかる時間をヘルパーさんの時給相当分として、ガソリン代と時給相当分を合わせたものを加算額としています。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 金額の提示はまた後で資料でも。以前もお配りいただいているので、こちらのほうでいわゆる議会として町民に広報をするのにその辺りがあればいいのかなと思ったので。

いいです。そのところはよかったです。いわゆるこの事業がどうこ

れからなされていくのかと。一番いいのは、おそらくゴールとしては山北町内にそういう訪問介護事業サービスが、事業所が何軒もできて、十分に訪問介護ができるといったところがゴールだとは思うんですけども、今のサービス。新たな報酬加算サービス。これが継続的に考えているのか。やはりどこかではその辺りを見直していかなければいけないと考えているのか。

また、基金のところですね。ここが何年度までそういうことが可能なのかといったところも含めて、すみません。三つ目の質問だったんでまとめて質問しちゃいましたけど、御答弁いただければと思います。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

まず、いつまでやるかということについてなんですが、加算については長くやるべきではないというふうに考えています。といいますのも、町内に訪問介護の事業所ができるまでと考えているんですが、足柄上地区1市5町内にある訪問介護事業所の数ですとか、そこに勤務するヘルパーさんの数がこの加算によって増えるわけではありません。ということは、足柄上地区全体として訪問介護事業を提供できる能力、アッパーは決まっているはずで。それは山北町はこの加算によって山北町に来てくれる分を増やそうとしているわけなので、要はほかの市町の供給量が低下するはずで。それは1市5町としてあまり好ましくないことだと思いますので、とはいえ、現に山北町民が大分困っているということから、苦肉の策としてこの加算を短期的に。そしてそれは、町内に訪問介護事業所ができるまでということやっていきたいというふうに考えています。

一方の就労加算。こちらについては、もうずっと長期的に、何年までということは言えませんけども、長期的にやっていく必要があるのかなというふうに思っています。

それから、基金がどの程度まで持つかということですけども、明日になりますが、補正後の基金残高が約8,000万となります。今回の令和8年度当初予算で、加算に係る部分で約1,080万の予算を組んでいますので、単純に考えれば8年分ぐらいということになるんですが、介護保険は3年に一度必ず改定を行いますので、そこについて大きな心配は特にはしていませんし一番大きなお金がかかる加算ですね。これについては、訪問介護事業所を町内に呼

び込めばそこで終わりというふうに考えていますので、あまり大きな影響はないのかなというふうに思っています。

議 長 ほかにございますか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第11号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。(午前10時27分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時45分)

日程第12、議案第12号 山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第12号 山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第12号 山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町地域密着型サービスに関する条例の一部を次のように改正する。初めに、条例改正の概要でございますが、管理栄養士の国家資格の受験は栄養士資格を有することが必要でしたが、栄養士法の改正に伴い、栄養士の資格がなくても管理栄養士の受験をすることができるようになりました。

この改正により、今後栄養士の資格は有さないが管理栄養士の資格は有するというケースが考えられます。このため、地域密着型介護老人福祉施設に配置される栄養士について、管理栄養士を加える改正となります。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

1枚おめくりください。

第151条第13項中、「栄養士または」を「栄養士もしくは管理栄養士、または」に改めるものです。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第12号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第12号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第13号 山北町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 議案第13号 山北町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと

する。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため本条例を改正する必要性が生じたため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第13号 山北町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、この条例の一部改正の概要でございますが、令和6年1月に発生した能登半島地震では、下水道事業者が管理する排水管いわゆる下水道の本管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内排水管の復旧が遅れ、家庭での水が使用できない状況が長期化いたしました。

これは、宅内排水管工事を担う被災自治体の長が指定する工事事業者等が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことにより、事業者の確保が困難となったことが主な要因とされてございます。

このため、令和7年4月に国土交通省より、災害等の場合においては自治体の長が他の市町村長が指定した事業者により排水設備工事を施工させる必要があると認めるときは、排水設備工事の施工を可能とする旨の通知が発出されたことを受け、下水道条例の一部改正するものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

山北町下水道条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお願いいたします。

第5条にただし書を加えるもので、ただし、災害その他非常の場合において町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

それでは、1枚お戻りいただき本文に戻りまして、附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第13号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第13号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。
日程第14、議案第14号 山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第14号 山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につい
て。

山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する
ものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、災害その他非常の場合において円滑な復旧工事
の実施を図るため、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第14号 山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の
制定について、御説明申し上げます。

初めに、この条例の一部改正の概要でございますが、先ほどの下水道条例
の一部改正と同様に、令和6年1月に発生した能登半島地震では水道事業者
が管理する配水管、いわゆる水道の本管が復旧した場合においても、個人が
管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭での水道が使用できない状況が長期化
いたしました。これは、宅内配管工事を担う被災自治体の長が指定する工事
事業者等が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことにより、事
業者の確保が下水道同様に水道でも困難となったことが主な要因とされてご

ございます。

このため、令和7年4月に国土交通省より、災害等の場合においては自治体の長が他の市町村長が指定した事業者に給水装置工事を施工させる必要があると認めるときは、給水装置工事の施工を可能とする旨の通知が発出されたことを受け、給水条例を一部改正するものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

山北町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお願いいたします。

第7条、第1項にただし書を加えるもので、ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長が同項の指定をしたものに給水装置工事を施工させる必要があると認めるときは、この限りでない。

同条第2項は、指定給水装置工事事業者の次に「(同項ただし書に規定する他の市町村長が指定した者を含む)」を加えるものでございます。

それでは、1枚お戻りいただき本文に戻りまして、附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第14号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第14号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第15号 山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第15号 山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 地域防災課長。

地域防災課長 議案第15号について御説明をいたします。

議案をおめくりいただき、条文を御覧ください。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

「山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。」ということですが、この条例は提案理由にありますように、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき制定されているものであり、消防活動等に従事した非常勤消防団員等に対する損害補償の内容を定めているものであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令では、一般職の職員の給与に関する法律を参考に補償の基礎額が定められており、この法律が令和7年12月に一部改正されたため、令和8年2月に政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、今回条例改正するものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

1枚おめくりください。

第5条、第2項、第2号の補償基礎額を9,700円から1万円に。同上限額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げ、同条第3項では次のページを御覧ください。

扶養親族に対する加算額を改正後のとおり改めるものであり、第1号を廃止し第2号以下それぞれ繰り上げるものです。

別表補償基礎額表については、階級ごと、勤務年数ごとに改正後の金額に

改めるものであります。

条文にお戻りください。

附則です。

施行期日。第1項、この条例は令和8年4月1日から施行する。

経過措置。第2項、この条例による改正後の山北町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた山北町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条第4項第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第15号について質疑に入ります。
それでは、質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第15号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。
以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので散会といたします。
なお、午後1時より予算特別委員会現地視察を行いますので、正面玄関前にお集まりください。
(午前11時01分)